



事務連絡
平成23年3月22日

沖縄県医師会ご担当者 殿

沖縄県福祉保健部
医務課結核感染症班長

新型インフルエンザ（A/H1N1）に係る
季節性インフルエンザ対策への移行について（事前の情報提供）

みだしの件について、別紙のとおり厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局より事前の情報提供があります。

つきましては、下記の点にご留意いただくとともに、各地区医師会及び会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、当該事前周知及び正式な通知については、各保健所からも管内医療機関に対して周知する予定です。

記

留意事項

【医療機関】

①サーベイランスについて

- ・インフルエンザが原因の重症者（急性脳症、人工呼吸器使用、集中治療室入室）が発生した場合は、引き続き、保健所へ報告をお願いしたい。

②新型インフルエンザワクチン接種事業について

- ・平成22年度末をもって事業終了となり、正式には追って市町村から通知がある。
- ・3月31日までの接種者副反応報告は医療機関から国へ直接行い、4月1日以降は、従来通り市町村へ報告を行っていただきたい。

③「インフルエンザ（H1N1）2009」の使用について

- ・発生から平成23年3月31日までの「新型インフルエンザ」を指す場合を除き、4月1日以降は、「新型」という形容詞を用いることを避けて、「インフルエンザ（H1N1）2009」という名称を使用することにご理解とご協力をいただきたい。

担当：結核感染症班 川平、平良
TEL：098-866-2169

事務連絡
平成23年3月18日

各 都道府県
保健所設置市
特別区

衛生主管部局 御中

厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部事務局

新型インフルエンザ (A/H1N1) に係る季節性インフルエンザ対策への移行について
(事前の情報提供)

新型インフルエンザ (A/H1N1) 対策については、多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般の新型インフルエンザ (A/H1N1) については、平成22年8月27日に発表した「新型インフルエンザ (A/H1N1) に対する厚生労働省の取組について」において、「ウイルス動向や流行予測等のサーベイランスや必要な調査等も継続して行い、その状況等を踏まえた上で、季節性と異なる大きな流行等の特別の事情が生じない場合は、今回の新型インフルエンザ (A/H1N1) について、今年度末を目途に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。) における新型インフルエンザ等感染症と認められなくなった旨の公表をし、通常季節性インフルエンザ対策に移行する」としていたところです。

これを踏まえ、厚生科学審議会感染症分科会感染症部会 (以下「部会」という。) を持ち回り審議により開催し、本日、「今般の新型インフルエンザ (A/H1N1) について、新型インフルエンザ等感染症と認められなくなった旨の公表をし、通常季節性インフルエンザ対策に移行する」という方針について、ご了承いただきました。

このため、平成23年3月31日をもって、感染症法第44条の2第3項の規定に基づき、新型インフルエンザ (A/H1N1) について「新型インフルエンザ等感染症」でなくなった旨の厚生労働大臣による公表を行い、通常季節性インフルエンザ対策に移行するとともに、下記の対応を行うことを予定しております。

については、都道府県、保健所設置市及び特別区 (以下「都道府県等」という。) におかれましても、必要な対応について準備を進めていただくようお願いいたします。また、貴管内の市町村及び関係機関への周知徹底をお願いいたします。

記

1 サーベイランスについて

今般の新型インフルエンザ (A/H1N1) は、感染症法上の「五類感染症」に位置づけが

変更となるため、現行の感染症法第 14 条上の定点報告の対象となります。

新型インフルエンザ対策本部が行っていたインフルエンザサーベイランス、ウイルスサーベイランス、インフルエンザ重症サーベイランス及び学校サーベイランスの定期的な公表は、流行状況を踏まえつつ、平成 23 年 4 月中には終了する予定です。具体的な終了予定につきましては、追ってご連絡いたします。ただし、平成 23 年 9 月から平成 24 年 3 月のインフルエンザ流行シーズンにおいては、再び定期的な公表を予定しています。

なお、公表を中断している間も、インフルエンザサーベイランス、ウイルスサーベイランス及びインフルエンザ重症サーベイランスについては、引き続き調査を行いますので、報告に遺漏なきようお願いいたします。学校サーベイランスについては、流行期に調査を開始しますので、ご留意願います。

また、インフルエンザ重症サーベイランスについては、部会において、入院サーベイランスとして平成 23 年 9 月から制度化して実施すべきとのご意見をいただきましたが、その切り替え手続きが終了するまでは、これまで同様にインフルエンザ重症サーベイランスを実施いたします。詳細については、今後、改正の手続きを進める中で、通知によりお知らせしますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

2 新型インフルエンザ (A/H1N1) ワクチン接種事業について

予定どおり、今年度末をもって当該事業を終了します。これに伴う委託契約の終了につきましても、後日改めて通知する予定ですので、受託医療機関に対して周知いただきますようお願いいたします。

また、今回の新型インフルエンザ (A/H1N1) ワクチン接種事業に基づくワクチン接種により、健康被害が生じた場合には、新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法（平成 21 年法律第 98 号。以下「特措法」という。）による健康被害救済の対象となります。本事業により接種を受けた方から相談があった場合には、引き続きご対応いただくようお願いいたします。なお、平成 23 年 4 月 1 日以降、インフルエンザワクチンを接種した場合には、特措法の健康被害救済の対象とはなりませんので、住民の方々や関係機関への周知をお願いいたします。

さらに、「新型インフルエンザの予防」を効能・効果として薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 14 条の 3 に基づく特例承認が取得されている次の 2 品目については、平成 23 年 3 月 31 日をもって、各製造販売業者により、承認整理が行われる予定です。

- ・アレパンリックス（H1N1）筋注（グラクソ・スミスクライン株式会社）
- ・乳濁細胞培養 A 型インフルエンザ HA ワクチン H1N1「ノバルティス」筋注用（ノバルティス ファーマ株式会社）

3 住民への広報について

厚生労働省においては、今般の新型インフルエンザ（A/H1N1）について、平成 23 年 4 月 1 日以降、「インフルエンザ（H1N1）2009」という名称を使用することを予定しています。発生から平成 23 年 3 月 31 日までの「新型インフルエンザ」を指す場合を除き、4 月 1 日以降は、「新型」という形容詞を用いることはなるべく避けていただくようお願いいたします。今後、インフルエンザ対策の啓発のために作成・活用される各種広報資材（ホームページ、ポスター、リーフレット・パンフレット等）においても、住民の方が混乱しないよう必要な対応をお願いいたします。

4 厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部について

厚生労働省における新型インフルエンザ（A/H1N1）への対応については、これまで、厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部における体制を強化して取り組んできましたが、新型インフルエンザ（A/H1N1）について、今般、省全体で緊急的かつ総合的に対処すべき事態が終息することを踏まえて、事務局体制を縮小し、通常のインフルエンザ対策として対応する体制に切り替えることとしています。